

那覇市立上間小学校いじめ防止基本方針

令和 6 年 3 月改訂

那覇市立上間小学校

1 本校の基本方針（基本理念）

教職員一人一人が、いじめへの適切な対応と児童自らいじめを解決する力を身に付けるための指導の在り方等について理解し、それらに基づいた着実な実践を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る。

【いじめを許さない学校づくり】

- 児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努めることが重要である。
- いじめている児童生徒に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を定義とする。（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項より）。

(2) いじめに対する基本的認識

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

2 学校の現状

本校は授業への参画や環境整備等、地域有志や保護者の教育活動への関わりが顕著な学校である。令和5年度の本校における児童質問紙調査では「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という項目に置いては、学校全体で93%と前年度を5ポイント下回り、低学年がいずれも80%台であった。そのため、低学年の頃から、いじめについての認識を深める必要があると感じた。また、「自分には、良いところがあると思いますか」という項目においては79%となっており自己肯定感が低いのではないかと考えられる。

また、不登校や30日以上欠席児童、または学校不適応等、いわゆる心の悩みを抱え、教育相談支援員やスクールカウンセラーとの関わりを持っている児童もいる。いじめはどの学級でもいつでも起こりうるということが言われているが、自己肯定感の低下、不登校や教育相談に関わるこのような本校の課題がいじめ等との関連がないかも念頭に置きながら、その課題解決に向けて粘り強く取り組んでいる。

3 いじめの防止のための組織

(1) 校内いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務、生徒指導主事、当該児童の学級担任、教育相談担当、養護教諭、その他関係教諭等からなる、いじめ防止等の対策のための「校内いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

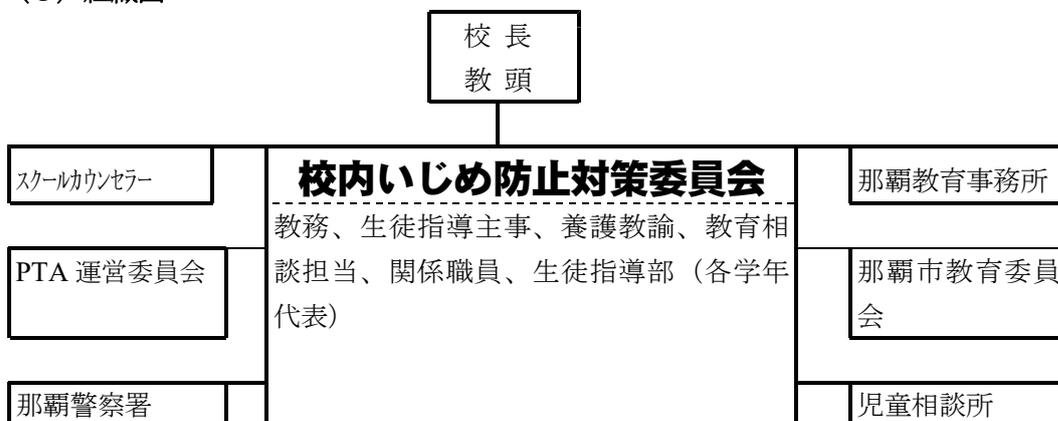
(2) 組織の設置及び組織的な取り組み

①名称「校内いじめ防止対策委員会」※月に一度、児童支援委員会と兼ねて開催
※いじめ対策主任を生徒指導主事とし、管理職を含めた生徒指導部会が兼ねる。生徒指導部会の構成は、下記の通りとし、児童がいじめを受けていると思われるときは、必要に応じて関係職員を招集する。

②参加者

校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、生徒指導部（各学年代表）、必要に応じて民生委員、人権擁護委員、PTA役員、地域有識者、関係機関（警察、弁護士、保護士）

(3) 組織図



(4) 組織の役割・活動内容

- ①児童の変化やいじめの兆候をいち早く察知するために学級学年間の情報を収集・共有し迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- ②いじめ事案発生に対して、組織的な対応を中心となっていく。
- ③早期発見のために取り組みを積極的に実施する。
- ④児童や家庭に向けて、いじめ防止の啓発活動を実施する。
- ⑤教職員に対していじめ防止に関する研修を行う。

(2) 情報交換及び共通理解

校内いじめ対策委員会は月に一度、児童支援委員会と兼ねて開催し、配慮を要する児童について、各学年の状況報告や支援や指導についての情報交換及び共通理解を図る。また、その情報は、職員会議等で報告し学校全体で共有するようにする。

4 「いじめの未然防止」について

(1) 教職員

- ①教職員として、基本的資質、専門性の向上に努める。
 - 1 校長の方針のもと、全教職員が、生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行われている。
 - 2 職員が、子ども達の意見をきちんと受け止めて聞いている。
 - 3 教職員が、子ども達に明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接している。
 - 4 教職員自らの言動が、子ども達に与える影響の大きさを強く自覚している。
- ②人権感覚を磨き、子ども一人一人の大切さを強く自覚し一人の人間として接する。
- ③効果的な校内研修の方法を工夫する。(いじめに対する研修会の実施。)
- ④家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。
- ⑤ネット（SNS・LINE等）を介したトラブル防止に向けての取り組み。
- ⑥生徒指導・教育相談・特別支援教育部会の充実並びに職員間の情報の共有。
- ⑦拡大支援委員会の実施（4月、7月、3月）

(2) 児童の豊かな心と実践力の育成【道徳や特別活動】

- ①道徳や特別活動等において「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。
 - 1 失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。
 - 2 子ども達が規範意識を持ち、規律ある学校生活を送っている。
 - 3 表情が明るく、にこやかで言葉遣いが適切である。明るくあいさつを交わす。
- ②児童会など、子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

1 児童会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、がんばろうとする雰囲気がある。

(3) 教育相談体制

- ①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員、寄添支援員市町村教育委員会の相談機関等の活用について、児童や家庭に周知するとともに、相談室の整備など、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。
- ②校長の指導の下、教職員が児童との信頼関係作りを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

5 「早期発見」について

(1) いじめに係る情報収集・実態の把握

- ①教師が豊かな感性で日頃から児童理解、観察に努める。
 - 1、児童観察、月1回アンケート実施。
 - 2、年2回の教育相談の実施。(6月、11月)
 - 3、スクールカウンセラーと連携した教育相談の充実。
 - 4、報告・通報・情報共有・記録の徹底
- ②いじめの兆候に敏感になる
 - 1、登校しぶり、連続の欠席、明確な理由のない欠席、一人になることが多い。
 - 2、からかいの対象になる場面が多い、靴や物がなくなる等々。
- ③児童との信頼関係を築くとともに、児童への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。

6 「早期対応」について

- ①いじめの兆候が見られたら、本人や周りから聞き取りをするなど迅速に対処し、いじめに発展しないよう指導し、小さい芽のうちに摘み取る。
- ②いじめが発覚した際には、「校内いじめ防止対策委員会」において、解決に向け迅速な対応を行う。
- ③いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

※参照：沖縄県教育庁義務教育課「いじめの早期発見・早期対応」マニュアル

7 ネット上(SNS、LINE等)でのいじめ対応

- ①インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラル教育に関する指導力の向上に努める必要がある。
- ②保護者との連携を図る。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(県警サイバー犯罪対策課 TEL.098-866-0110)

8 「いじめに対する措置」について

(1) いじめ被害者への対応

- ①潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努める。
- ②被害を受けた児童の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り通す姿勢を示す。
- ③教師に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との安心感を与えるよう努める。
- ④被害を受けている児童に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- ⑤学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- ⑥自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
- ⑦家庭との連携を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。
- ⑧加害者の児童や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。
- ⑨子育てに自信を失っている保護者には、連携を図りつつ、元気づける。

(2) いじめ加害者への対応

- 1、その場指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する。
- 2、いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景等について、共感的に理解するとともに、いじめた児童の心の内面を理解するよう努める。心理的ケアを十分に行う。

9 「重大事態への対応」について

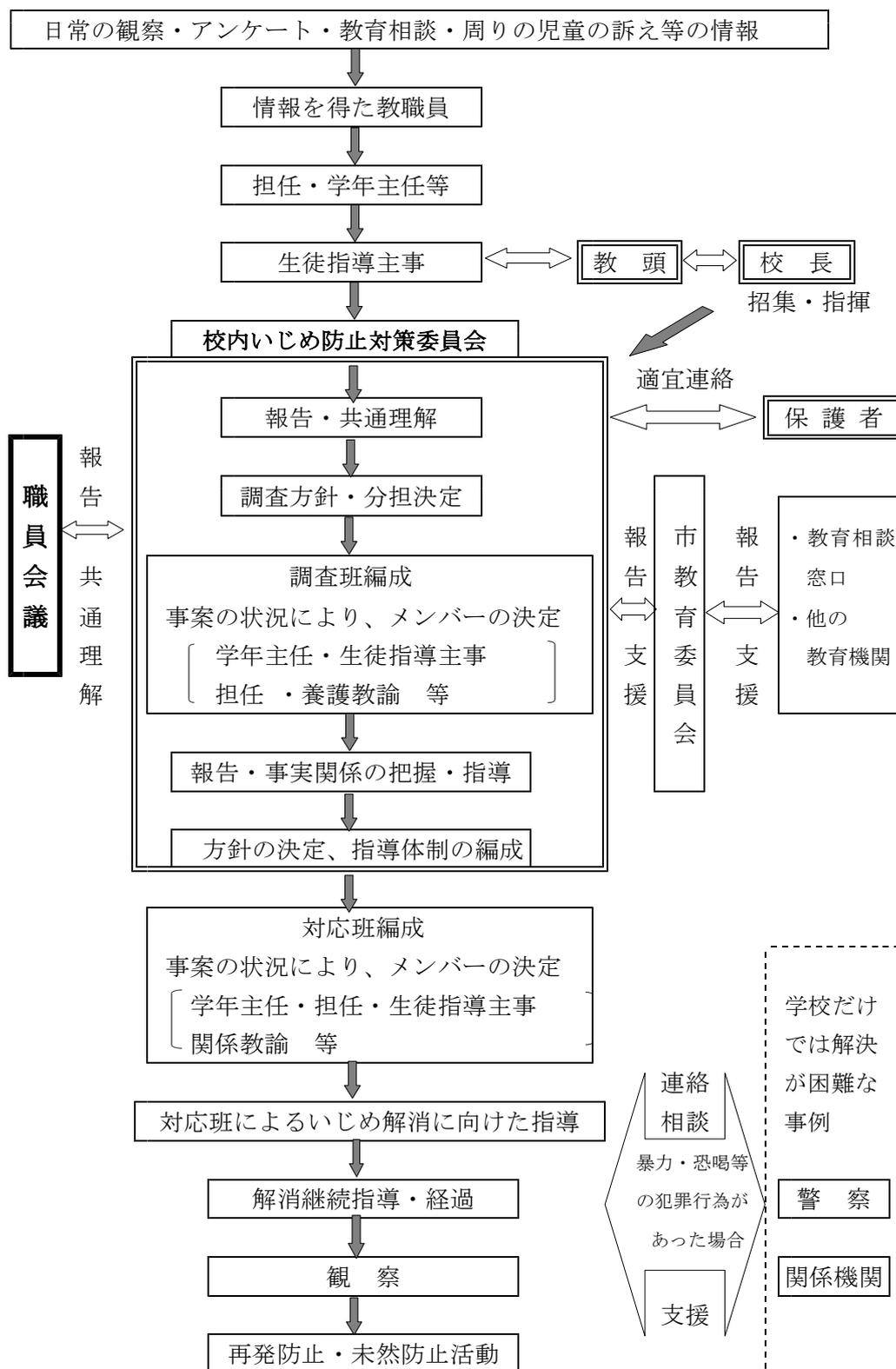
(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ④児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 重大事態の対応



10 指導計画

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|------------------------|-------------|-----------------------------|---------|----|----|----|
| 職員会議 | | 事案発生、緊急対応会議の開催 | | | | |
| 指導方針 指導計画等 の共通確認 | | | | | | |
| 防止対策 | 学級・学年づくり | | 人間関係づくり | | | |
| | | 非行防止教室 (万引きいじめ) (全学年) | | | | |
| 早期発見 | いじめアンケートの実施 | | | | | |
| | | | 教育相談週間 | | | |

| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|-------------|----------------|--------------------------|----|----|------------------|
| 職員会議 | | 事案発生、緊急対応会議の開催 | | | | 本年度のまとめと次年度の課題検討 |
| 防止対策 | 学級・学年づくり | | 人間関係づくり | | | |
| | | | 薬物乱用防止 教室 (4、5、6年) | | | |
| 早期発見 | いじめアンケートの実施 | | | | | |
| | | 教育相談週間 | | | | |

11 PTA及び関係機関等との連携について

- ・ 校内いじめ防止対策委員会にて市教育委員会に報告が必要だと判断された件に関しては、その旨を市教育委員会に速やかに報告し、対処について協議する。
- ・ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- ・ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら、児童相談所と連携して対処する。
- ・ 授業参観日や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・ 個人面談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。